

北しりべし廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定

平成14年6月27日議決

議会の権限に属する次の事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、北しりべし廃棄物処理広域連合長において専決処分することができる。

記

法律上、北しりべし廃棄物処理広域連合の義務に属する損害賠償の額が、1件100万円以下である場合において、その賠償額を定めること。